

令和5年9月1日

佐賀県中小企業団体中央会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立を図り、その能力を十分に発揮できるよう働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年9月1日～2025年8月31日までの2年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得を推進し、計画期間内に該当する職員の育児休業の取得率を次の水準以上にする。

- ・男性職員 該当者がいた場合は1名以上取得する。
- ・女性職員 該当者がいた場合は全員取得する。

<対策>

- 2023年9月～ 職員に対し、育休取得に関する育児・介護休業法に基づく諸制度や育児休業規程の周知を行い、安心して育児休業を取得できる職場づくりを行う。
- 2023年9月～ 配偶者の出産に際して、男性職員が取得できる出産補助休暇の取得を推進する。

目標2：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について配慮するほか、職場復帰しやすいよう相談体制の整備を行う。

<対策>

- 2023年9月～ 産前休業前から定期的な面談を行い、健康面で配慮すべき点などについて相談しやすい環境を整える。また、配慮すべき点について母性健康管理研修会を受講する。
- 2023年9月～ 休業中の職員に対して定期的な職場の情報提供を行うことで、不安を解消するほか、復帰前に面談を行い、復帰後の働き方や配慮が必要な点をヒアリングし、円滑な職場復帰に向けた体制を整備する。

目標3：年次有給休暇の取得率を次の水準以上にする。

- ・その年に職員に与えられた年次有給休暇の50%を取得する。

<対策>

- 2023年9月～ 定期的に取得日数を把握し、その年に職員に与えられた年次有給休暇の50%を取得していない職員に対しては、個別に取得を促す。
- 2023年9月～ 夏季休暇や年末年始休暇などの休暇と併せて有給休暇を取得するように促す。